

# 座間市市民協働推進条例（案）

## 答 申 資 料

## 目 次

1. 条例策定に際して	1
2. 座間市市民協働推進条例施行規則（試案）	3
3. 構成メンバー一覧表	5
①検討委員会	
②ワーキンググループ	
4. 検討経過一覧	6
①会議録	
第1回座間市市民協働推進条例検討委員会	8
第2回座間市市民協働推進条例検討委員会	11
第3回座間市市民協働推進条例検討委員会	14
第4回座間市市民協働推進条例検討委員会	17
第5回座間市市民協働推進条例検討委員会	21
第6回座間市市民協働推進条例検討委員会	25
第7回座間市市民協働推進条例検討委員会	28
第8回座間市市民協働推進条例検討委員会	33
第9回座間市市民協働推進条例検討委員会	36
第10回座間市市民協働推進条例検討委員会	40
5. アンケート調査	43
6. 協働事業の把握	49
7. 市民参加手続き	
①市民説明会	50
②意見公募（パブリックコメント）等	54
8. 市民報告会	59

## 1. 条例策定に際して

協働に関する条例の策定を市長から諮問され、実際の検討に入る前に、委員会としては協働に関する条例であるからこそ、今までにない手法を取り入れる中で、より多くの市民が介在して作り上げていきたいという思いがありました。また、個々人で都合のいいように解釈され始めた「協働」をいま一度振り返り、委員会として整理し定義することで、将来の座間市の発展を左右する一端を担っている重責を感じました。

これらを踏まえて10回の会議と複数のメールでのやり取りを経て、「座間市市民協働推進条例（案）」として答申することができました。将来に渡ってこの条例を基本として市民等と行政による事業はもとより、市民同士や市民と企業による協働の礎になると思います。

その条例策定においての特徴の代表的な3点をここに挙げます。

### 【ワーキンググループの設置】

一つは、検討委員会の中に実行部隊となるワーキンググループを設置したことです。このワーキンググループは若手職員を対象に、職員研修の名目で庁内に公募したもので、所属の壁を超える7人から応募がありました。新たな条例を策定するに当たってどのようなプロセスを経て作り上げていくのか。実際の作業を通じて思考し体得していくことができたものと思います。具体的には検討会議への具申、アンケート調査の実施や説明会の開催をはじめ、今後開催される報告会やガイドブックの作成など多岐に渡りました。

合わせて、新たな市民サービスである協働に関するシステムを定義・構築する中で協働の伝道師として、啓発する人材に生育されたものと思います。ワーキンググループとして積極的に参加された若手職員は、今後の座間市の発展に大きく寄与するものと期待します。

### 【報告会の開催】

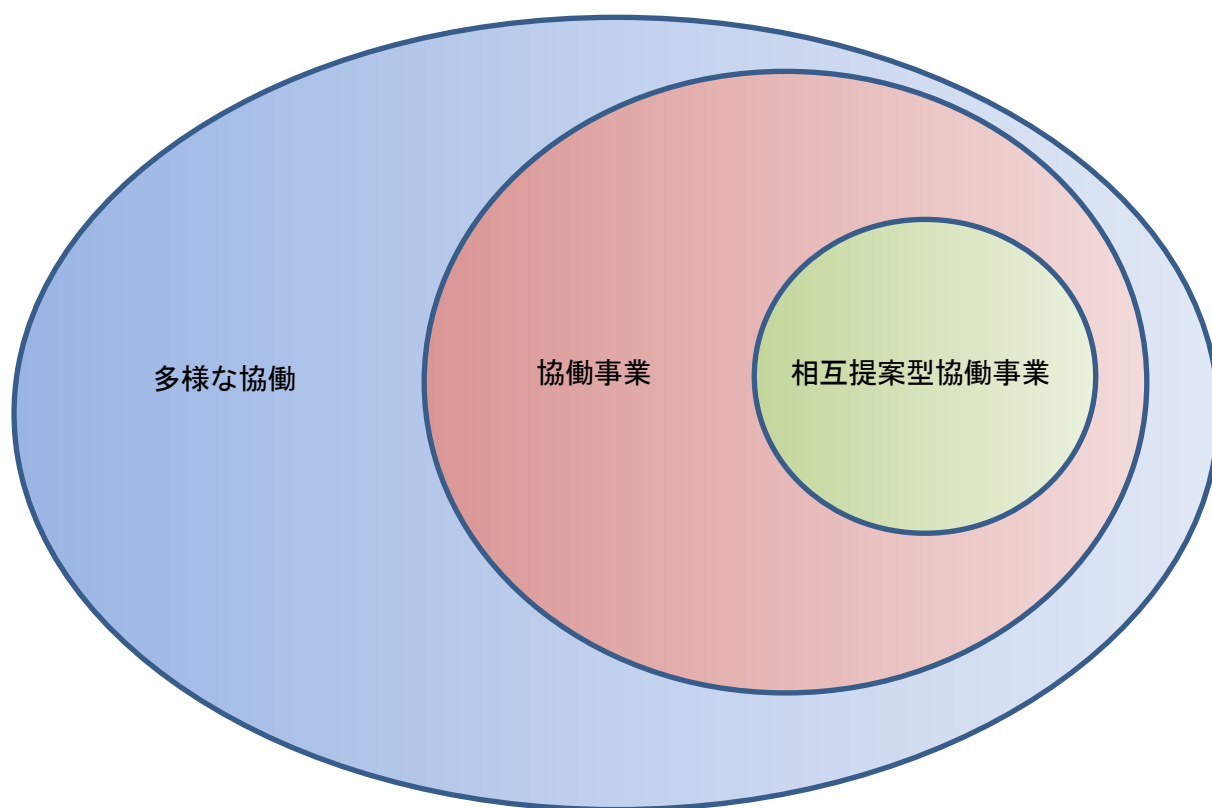
12月7日に検討委員会として、答申に関する市民報告会を開催する予定です。一般的に諮問委員会は答申するまでが責務と考えますが、条例骨子案の説明会を行った際に、出席者を増やし市民に周知する方法として説明会の複数開催を提案された委員意見を尊重し、答申内容の報告会を開くことで協働についての考え方をなお広く市民に理解してもらえたら、と思い開催することにしました。

これは、本市においては諮問委員会として初の試みです。

## 【多様な協働の定義】

もう一つは、条例の中に「多様な協働」を定義したことです。協働に関する言葉の定義を検討した際、実際の事業すべてを協働事業とするには協定書等の締結や会計の透明性などハードルが高すぎて、協働の推進・発展が望めないとの意見がありました。ハードルを下げてもっと気軽に市民等と行政がコラボできるように「多様な協働」を新たに定義することで、新しい協働の体系を確立することができました（下図参照）。

### 協働の体系



## 2. 座間市市民協働推進条例施行規則（試案）

条例策定と合わせて、委員会では下記のとおり施行規則も策定してみました。条例との整合性など図ったうえで策定しましたので、参考にいただければ幸いです。

### 座間市市民協働推進条例施行規則（試案）

（趣旨）

第1条 この規則は、座間市市民協働推進条例（平成〇年座間市条例第〇号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則による用語の意義は、条例の例による。

（座間市民活動サポートセンター）

第3条 条例第6条第4号に定める協働を促す中間的な機関の一つとして、座間市民サポートセンターを設置する。

（協働事業の協定）

第4条 条例第7条第3項に規定する協定において、次に掲げる事項を明示し、協定を締結するものとする。

- (1) 事業内容
- (2) 役割及び責任、経費の分担に関する事項
- (3) 事業成果の帰属に関する事項
- (4) 事業に際し保持する情報の取扱いに関する事項
- (5) 事業の変更、中止、廃止等に関する事項

（市民協働推進会議の組織及び運営）

第5条 条例第9条に規定する座間市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例の施行状況に関する事項
- (2) 条例の見直しに関する事項
- (3) 相互提案型協働事業の審査
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協働の推進に関する基本的な事項

2 推進会議は、協働の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱す

る。

(1) 市民活動団体等の代表者

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募による市民

(5) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は連続して3期まで再任されることができる。ただし、推進会議の運営に支障が出ると予想される場合は、この限りでない。

6 推進会議には、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

10 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

11 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しない。

(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合

(2) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

13 推進会議は、その所掌事務に係る専門的な調査審議のため、部会を置くことができる。

14 推進会議の庶務は、主管課において処理する。

15 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(実施細目)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

### 3. 構成メンバー一覧表

#### ①検討委員会

No.	氏名	備考
1	○ 久住 剛	学識経験者
2	長野 基	〃
3	◎ 小池 秀司	市民活動団体の代表者
4	西村 弘	元市民参加推進会議の委員
5	小野田 順子	相互提案型協働事業審査会の委員
6	横谷 光男	社会教育又は社会福祉の事業に従事する者
7	横田 登美子	公募による市民
8	遠藤 春海	〃
9	市川 智	市職員 (企画財政部次長)
10	小林 智之	〃 (総務部次長)
11	伊藤 信裕	〃 (市民部次長) 平成 26 年 3 月 31 日まで
12	萩原 富美男	〃 (市民部次長) 平成 26 年 4 月 1 日から

※任期：平成 25 年 7 月 4 日 ～ 平成 27 年 7 月 3 日

※◎は会長、○は副会長

#### ②ワーキンググループ

No.	氏名	所属	職名
1	立部 彩葉子	企画部企画政策課	主事
2	小林 直樹	福祉部福祉長寿課	主任
3	倉根 悠紀	市民部市民協働課	主事補
4	照山 倫広	市民部広報広聴人権課	主事
5	片岡 ゆみ	健康部介護保険課	主査 (社会福祉主事)
6	西ヶ谷 啓輔	教育部生涯学習課	主事 (社会教育主事)
7	郡司 勉	教育部青少年課	主査 (社会教育主事)

※任期：平成 25 年 8 月 7 日～平成 27 年 3 月 31 日

#### 4. 検討経過一覧

平成25年度		7			8			9			10			11			12			1			2			3					
		月	日		月	日		月	日		月	日		月	日		月	日		月	日		月	日		月	日				
委員会		7	4	●会議① 方針の検討																											
			7		8	7	●会議② 盛り込み内容検討																								
						7						8	3	●会議③ ニーズ・骨子案検討																	
																													16		
ワーキンググループ																															
事務局																															



平成26年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日		11		21	20		25 20	28	7			
委員会		●会議⑥ 市民意見反映		●会議⑦ 条例案の内容確認			●会議⑨ 答申内容検討 ●会議⑩ 答申書最終確認	●会議⑪ 市民報告会内容検討 ●答申	●市民報告会(答申内容の報告)			
				●会議参加	●会議参加		●会議参加	●会議参加 ●答申参加	●市民報告会参加			
ワーキンググループ		●会議参加		●会議参加								
事務局												
			素案まとめ				答申書案作成		パブコム	意見の精査	●議案提出	
												条例(案)の議会審議

①会議録

参考様式（第10条関係）

審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第1回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成25年7月4日（木） 午後2時から4時まで		
開催場所	市役所3階 第1会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、小野田順子 横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
議題	条例制定に係る概要説明等について 他		
資料の名称	<b>【資料】</b> ① 会議次第 ② 委員名簿 ③ 座間市市民協働推進条例検討委員会設置規則 ④ 協働まちづくり推進指針 ⑤ 協働まちづくり条例ハンドブック ⑥ 第4次座間市総合計画からの抜粋（第4章）		
会議の内容	<b>◇次第</b> 1 開会 2 部長あいさつ 3 委員紹介及び事務局職員紹介 4 委員長及び副委員長の選出 5 諮問について 6 議題 (1) 概要説明等について (2) 今後のスケジュールについて (3) 条例の構成について (4) その他 7 閉会		
会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)	<b>◇開会后、市民部長挨拶、事務局より新任委員と事務局職員の紹介がありました。</b> <b>◇委員長及び副委員長の選出について</b> 各委員の互選により、委員長は小池委員、副委員長は久住委員が選出さ		

れました。

#### ◇諮問について

市民部長より、委員長に条例（案）の策定についての諮問書が手渡されました。

#### ◇議題

##### (1) 概要説明等について

事務局より協働まちづくり推進指針に基づき、条例づくりに至る経過等の説明があった後、委員長が学識経験者である久住委員と長野委員に、学識経験者の立場で協働推進条例の基本概念についての意見を求めました。これを受けて久住委員と長野委員は以下の要旨について説明されました。

・久住委員より、協働の条例の形態の説明、条例制定過程におけるプロセスの重要性及び職員の参加についての説明がありました。

・長野委員より、条例を制定する際の体系と条例制定過程における自治体全体の問題の洗い出しについての説明がありました。

##### (2) 今後のスケジュールについて

事務局より今後のスケジュールの説明がありました。

・久住委員より、条例（案）について、答申後に行政がパブコメをかけるのではなく、委員会として市民に意見を聞くかどうかの質問があり、委員長より、委員会で市民に意見を聞く機会を設けることを見据えて、条例制定に係る作業を進めていければ・・・との提案があり、委員全員が了承しました。

##### (3) 条例の構成について

・委員長より、条例を作るにあたり、先ず検討すべき課題は何か学識経験者に諮ったところ、久住委員より、条例の組み立ての前に現行の指針での運用でどのような問題があるかを共有し、目標を定めていくために各委員の意見を聴取したらどうかとの提案がありました。

委員長が各委員に発言を求めたところ、以下のような意見が出されました。

・行政と市民の役割分担が不明で協働事業に対する認識の浅さが感じられ

る。対等なパートナーであることをしっかり示したほうがよい。

- ・自治会の意見を反映してはどうか。
- ・提案型協働事業に関して、プレゼンの上手下手だけに左右されないこと、審査基準を明確にすること、行政職員が納得した協働であることが必要。
- ・信頼関係があって、企画から実践まですべてを対等に行う志があることが重要。
- ・行政内でも協働に対する理解が進んでいないのではないか。パブコメを実施するには具体的な課題を提示する必要がある。
- ・パブコメに関しては、問題点を具体的に提示することが必要。協働に関しては、役割と責任と経費の分担を明確に定義付けしておく必要がある。
- ・受益者である市民への視点が欠けていたように感じられる。協働のパートナーは行政と市民活動団体だけでなく、企業などの主体ともかかわっていくことも重要。
- ・各委員の意見を受けて学識経験者が感想を述べた後、委員長より、各委員の意見に対する回答を考えておくようにと指示がありました。

#### (4)その他

- ・委員長が、ワーキンググループの設置について、職員を募るのに、構成人数や作業内容など、詳細の目途を事務局に依頼しました。

その後、久住委員にまとめの意見を求めました。

- ・久住委員より、ワーキンググループの意義が説明され、協働に対応していくには、行政の大きな変革が必要であること等が話されました。

- ・委員長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣しました。

審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第2回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成25年8月13日（火） 午後3時から5時まで		
開催場所	市役所3階 第1会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、小野田順子 横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
議題	条例に反映すべき内容の検討等について 他		
資料の名称	<b>【資料】</b> ① 会議次第 ② 第1回の会議録 ③ タイムスケジュール（案） ④ 条例見出し一覧他市等の条例（写） ⑤ 他市等の条例（写） ⑥ 八王子市職員向けパンフレット（久住委員提供） ⑦ ワーキンググループ委員名簿		
会議の内容	<b>◇次第</b> 1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 条例に反映すべき内容の検討 (2) 条例の見出し等の検討 (3) ワーキンググループの任務内容の検討 (4) その他 4 閉会		
会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)	<b>◇開会后、委員長より挨拶がありました。</b> <b>◇議題</b> <b>(1) 条例に反映すべき内容の検討（前回会議の委員意見の検討）</b> ・委員長より、前回会議の委員意見をそれぞれどのように条例や規則・施策に盛り込んでいけばいいかなどの意見が述べられました。  ・小林委員より、前回の会議で、本市の条例は理念条例を作るという話を		

進めていた中で、理念や基本方針だけで条例を作るならば、それに施行規則という形は取りづらいとの意見がありました。

・委員長より、今後、検討を進める中で、規則ができるかできないか等をスケジュールと合わせて、決めていきたいとの話がありました。

事務局より、今後のスケジュールの説明がありました。

その後委員長よりスケジュールに沿って、具体的な項目についての確認があり、それぞれの項目について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。

・細かいところまでではなくても、規則は定める必要はあると思う。

・他市の条例を見ると富士市は市民が読むことを意識しているように思う。協働という概念が新しいものだと思うので、市民にわかり易いことが基本である条例を目指したい。

・行政職員・市民が、わかり易いものが良いので、逐条解説が必要、それに付随して解説用パンフレットをワーキンググループに作ってもらいたい。

・規則ありきで条例を考えるのか、規則ありきで検討していくことについて疑問に思う。

・実績がない中で厳しい規則を作ると動きづらくなるのではないか。規則を作るならば緩やかな形が良いのでは。

・条例には書き込まないと守れないものがあると思うので、条例レベルで担保する必要があるものは条例に書き込まなければならないし、条例でしかできないことは条例に盛り込む必要がある。また、市民説明会だけではなく、仮に庁内でアンケートを取るなら、同様に市民の方々にもアンケートを取る必要がある。また市民の様々な権利を守ることは書きこまなければならない。さらに、現在の相互提案型協働事業審査会が横滑りの的に条例に組み込まれるのではないかと思うが、この審査会は個別の事業の実行可能性を考えるものだが、政策・施策レベルでの審査をする組織も必要であり、そういった事前審査・事後評価を行う組織がないと、条例を通して市役所全体が改善していくことには繋がらないのでは。

・市民説明会のほかに職員に向けた説明会も開催した方が良い。また、最終的にはどのような答申をしたのかも市民・職員向けに説明する機会を設けた方がよい。実効性をもたせるために規則を検討する件については、条

例を作っていく中で、規則化する範囲が定まってくるので、今の段階では議論は少し早いのでは。

・市民説明会に向けて、事前に市民団体や関連組織に資料を送って意見をいただく方法もある。

ワーキンググループについては、可能であれば検討委員会にも出席してもらいたい、また市民・庁内向けの説明会の準備にも参加してもらいたいとの要望がありました。

委員長より、ワーキンググループのメンバーについて、庁内で希望者があれば追加参入を可とする提案が出され、委員一同が了承しました。

### **(2)条例の見出し等の検討**

参考資料として提出した綾瀬市・富士市・神奈川県条例を参照しながら、各委員より、理念に加えて、どのような項目を盛り込むかについての意見が出されました。

・久住委員より、各委員に「市民の責務」と書き込むことについての見解を求められました。また、条例とは、行政を縛るものだが、条例で市民を縛るのであれば、それは何かを守るためであるべきだと思うので、こういった議論をしっかり行っていくべきだとの意見がありました。

・委員長より、市民のニーズと協働まちづくり推進指針の条例化ということを踏まえて、権利や役割を考えていくべきであるとの意見がありました。

・久住委員より、「市」「市民」「市民団体」「事業者」の定義について、次回までに事務局にたたき台を用意してほしいとの要望がありました。

### **(3)ワーキンググループの任務内容の検討**

ワーキンググループ（WG）委員の自己紹介があった後、検討委員会委員の自己紹介と事務局職員の紹介がありました。

・委員長より、WGの役割や作業内容についての案が説明されました。

・WG委員より検討委員会に対して、「協働」の定義について質問があり、委員長が、骨子案を作る段階で定義は明確になってくるのではないかと答えました。

・長野委員より、協働まちづくり推進指針における協働事業の事例を踏

	<p>まえて、今回の条例をつくろうと考えられているため、これまで座間市の協働事業に関わった団体と職員に、どのようなことが問題になったのかをヒアリングしていただきたいとの要望がありました。</p> <p>・久住委員より、WGには、条例をいかすためには何をしたらよいかを考え、実行してもらいたいとの要望と、条例づくり自体を、市民と職員との協働で作って行きたいとの意見がありました。</p> <p>委員長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣しました。</p>
--	---

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第3回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成25年10月3日（木） 午後2時から5時まで		
開催場所	市役所3階 第2会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、長野基、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
議題	市民協働推進条例検討委員会ワーキンググループによる職員アンケート調査の結果報告、条例骨子案検討		
資料の名称	<p><b>【資料】</b></p> <p>① 会議次第</p> <p>② 第2回の会議録</p> <p>③ ワーキンググループの報告書一式</p> <p>④ 定義について（資料1）</p> <p>⑤ 骨子案（資料2）</p> <p>⑥ ワーキンググループ名簿差替分（新任委員のプロフィール）</p>		
会議の内容	<p>◇次第</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ワーキンググループの報告</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 骨子案検討</p>		



	<p>(3) その他</p> <p>7 閉会</p>
<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) ワーキンググループの報告</p> <p>ワーキンググループより、協働に関する職員アンケートについて、概要説明と集計結果及び所感について報告がありました。</p> <p>委員長よりアンケートを条例づくりにどう活かすかは、今後の検討委員会の課題であるとの意見が述べられ、アンケートの集計結果について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働を行う年齢層に若干ずれがあるかも知れないということが、今後の協働事業をする際のコミュニケーションに直接係わってくると思うので、協働に対する共通理解をしっかりと確立させていないと、世代間の格差が表に出てきかねないと思う。</li> <li>・アンケートは書面ではなく、直接聞き取った方がもっとニーズを把握できたのではないかと思う。</li> <li>・アンケート結果のデメリットの克服が協働事業を進める上でポイントになってくるのではないか。またこれについてどう理念をうたっていくかが重要である。</li> <li>・職員が意欲的になることが重要で、無理矢理に協力させて動かそうとすると長続きしないのではないか。事業の意図をよく理解して協働しないとうまくいかないのではないか。</li> <li>・アンケートの回答の中に、解釈の仕方で、きらりと光る答えがあったかどうかを見つけていくかどうかが大それたと思う。ワーキンググループは事前にこう考えたけど、蓋を開けるとこうだったという予測と現実にギャップがあったという分析をすると複眼的になると思うので、そこに踏み込んで、ある一定の解釈ができればもっと深いことがわかるのではないかと思う。</li> <li>・行政が協働を行うために負担するコストはお金という意味だけでなく、シンボリックな効果を織り込まなくてはならない場合があって、コストは高いが、インパクトが大きいからということで勘案しなくてはならないことがあると思う。市としてどう考えるかという議論と個別のオペレーションを行うセクションとしての議論や認識を持つかが大事であると思う。</li> </ul> <p>今回のアンケートは個々の意識をはかっており、ある一定の理由をもって、年</p>

年齢も属性も所属部署もマスキングをして調査するという方法だが、個別部署としてどういうジャッジをしていくかということを理解していくことも大切であると思う。

・アンケートは、条例づくりの基礎情報であり、即条例に反映できるものではない。

委員長より、この条例は提案型協働事業の為だけの条例ではないということ認識して欲しいとの意見が述べられ、今回のアンケートを通して、市の現状を把握して、協働を定義付けした上で、そこから第4次総合計画にある施策を推し進めてもらいたいとの意見がありました。

委員長より、次回の会議には、市民活動団体アンケートについて、集計報告ができるようにしてくださいとの指示がありました。

## (2)ニーズ・骨子案検討

事務局より、骨子案の説明がありました。

委員長より、それぞれの項目について、条例に盛り込むかどうか委員に意見を求め、以下のような意見が出されました。

・この条例は、市民協働を使って、社会的課題をいかに乗り越えていくかということではないか。

・この条例が誰に向けてあるのか。条例の意図するところがどこなのかが重要である。

・従来の公益事業は、非営利で行うものだと考えますが、協働をする際に色々な主体があると思うので、それが最終的に営利事業に繋がってしまう可能性がある想定した場合、そこまでを考えて、ボランティアの延長上にあるような活動を規定する条例を作ることなのか。

・この条例の延長線上に、公共サービスを作り出していくのかということがあるのであれば、それは大事なこととして条例に書き込まなくてはならないと思う。この条例を作ることによって、どういった社会的な成果を生み出していくのかという時の論点として、公共サービスを生み出していくということを含めるのかどうかというのはまだ議論できていないが、社会的な問題を解決すると言った時に、サービスも含まれるし、一過性の活動も

	<p>含まれるので、そこまで限定する必要があるのかどうかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果に、コストについて見極めてからでない協働事業はできないとあったが、あえてコストを負担してまで協働事業をやる必要があるかを各セクションで判断しなければならないので、なんでもかんでも協働をやるということではなく、狭くて、深いというところに発動されていくものではないかと思う。</li> <li>・市民協働がうまくいくためには、長年にわたって、お互いに悩みやアイデアの蓄積があり、信頼関係が出来て、大切な人間関係を作って行きましようというのも大変重要な論点となると思います。それを条例に書き込むのか、精神として持つておくものかは今後考えていくものであると思う。</li> <li>・今までの検討会議に基づいて、条例文の案を提示してもらい、そこから具体の検討に入ったかどうか。</li> </ul> <p>各委員の意見を受けて、委員長より、条例分の案の作成に当たり、骨子案について、どう条例に反映させていくか、さらに検討し、意見があれば事務局に提示してほしいとの依頼がありました。</p> <p>委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。</p>
--	---

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第4回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成25年11月1日（金） 午後1時30分から3時30分まで		
開催場所	市役所3階 第2会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	1人
議題	市民協働推進条例検討委員会ワーキンググループによる市民活動団体アンケート調査の結果報告、条例素案の検討		
資料の名称	<b>【資料】</b> ① 会議次第 ② 第3回会議録		

	<p>③ ワーキンググループの報告書一式</p> <p>④ 条例素案</p>
会議の内容	<p>◇次第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) ワーキンググループの報告</p> <p>(2) 素案の検討</p> <p>(3) その他</p> <p>4 閉 会</p>
会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)	<p>◇議題</p> <p>(1)ワーキンググループの報告</p> <p>ワーキンググループより、協働に関する市民活動団体のアンケートについて、集計結果及び職員アンケートとの比較結果について報告がありました。</p> <p>委員長よりアンケートの集計結果について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例においてまちづくりの定義付けが重要になってくるものと考えます。</li> <li>・体力のある団体が育つためには、支援が必要であり、体力があっても信頼関係がないと協働にならないので交流する必要がある。そして協働を進めるために環境整備を行う必要があるので、「支援」「交流」「環境整備」それぞれを条例にどう組み込んでいくかが重要であると思う。</li> <li>・そのためにも、ワーキンググループにおいて、交流等について「こういうことをやりたい」という仕掛けを提案して欲しいと思う。</li> <li>・所感の中で、「なれあい」や「癒着」について触れているが、これはその防止策として公正性や透明性について条例で定めた方がいいという主旨なのか。(この質問に対しワーキンググループより、アンケート結果を受けて、協働の主体が固定化されてしまうという問題を述べたものであるとの回答がありました。)</li> </ul> <p>委員長より、ワーキンググループ内でアンケート結果についてさらに検討してほしいとの要望が話されました。</p>

## (2) 素案の検討

委員長より、素案について、委員に意見を求め、以下のような意見が出されました。

・この素案は、どこに座間らしい特色がありますか。(この質問に対し事務局より、指針をもとに作成していますが、「協働事業」の定義を盛り込んだところが一つの特徴であり、これは、前回会議で協働事業の理解に関する議論があったので、「協働」「協働事業」をそれぞれ定義付けしたとの回答がありました。)

・協働と協働事業についての認識に、委員の間でも食い違いがあるため、協働と協働事業の定義を固める必要がある。

・行為、あるいは心、考え方といったものが協働であり、その協働の気持ちで事業をやっていくことが協働事業であると思う。ただ、そういう位置づけにするとすべて協働事業になってしまうので、「協働」と「協働事業」を明確に分ける必要が出てくる。行為を定義するのと事業を定義することの違いがここにあって、協働事業を定義することは大きな意義があると思う。

・条例素案第1条の「住みよいまちづくりの実現」とあるが、「まちづくり」は活動や行為なので、行為を実現するために何かをやるのかということか、住みよいまちという一定の秩序を作るために寄与することを目的とするのか。大きな違いがあると思う。

・この条例は、理念と施策の基本原則と市と市民の責務・役割をつくることなので、それによって「協働によるまちづくりに寄与することを目的とする」となるのではないか。

・条例素案第1条に「協働事業の概念を明らかにする」と加えるかどうか。

・そもそも協働や協働事業をなぜしなければいけないのか、ということはどこかに説明があるか。

・前文をつければそこに盛り込むことができると思う。

・条例素案第3条第3項は、市の責任ではないのか。主語を「市及び市民等」とし、市民同士の協働もこの条例に沿うものにした方がいいと思う。

・行政が関わらない、市民同士の関係を条例で決めるべきではないと思う。アンケート結果にもあったように協働を強制や排除するものではないと思う。協働が大事である。ということを前文で謳うことは可能ではないかと

思う。

・条例でしかできないことをやるべきであり、「行政に何かをやらせる」ものが条例だと思う。

・広義での協働、狭義での協働事業とするならば、そこで得られた知見を行政の他の部分にも活かしていき、行政改革の一環とする旨を書き込むのはどうか。

・その内容を「柔軟な行政を実現する」という形で、条例素案第3条第3項に盛り込むのはどうか。

・中間支援機関について書き込むべきか。つまり、市民活動サポートセンターについて。

・それは施策レベルではないかと思う。次回までに中間支援機関について述べている条例がどのくらいあるのか調べてもらうのはどうか。

・条例を推進するためにはどうするかという話が以前あったと思うが、その一つとして本条例に基づき施策を推進させるための「基本計画」を定めることがあったが、このような「基本計画」についてと、先ほど述べた広義での行政改革については条例で触れても良いかと思う。あとは、この条例自体も時限性にして、定期的に見直しした方がよいと思う。

・「施策の評価」を入れた方がよいと思う。そうすると事業評価を年1回くらいやるのがよいと思う。

・理念や思想を謳うのであれば、不変的なものを書くものであるから、見直し条項を入れるのはしっくり来ないと思う。

・「基本計画」を書くのであれば規則はいらないのか。

・条例素案第10条にあるように、規則はつくる必要があります。ここでいう「基本計画」とは、総合計画に対しての個別計画となるので、おそらく、今の組織で言えば市民協働課が、総合計画で位置づけている計画を別の視点で取りまとめるものになると思う。

・条例素案第7条3項に「協定書を締結する」とありますが、これは必要ですか。

・それがないとすべてが協働事業になってしまいます。

・この条文は確かに手続きについて述べています。「協定書」ではなく「協定を結ぶ」とした方が自然ではないか。

ただ、もう少し議論した方がよいのは「協働事業」とは実態としてなにを指しているのかで、その具体例を共有した方がよいと思う。

・既成の事実に合わせてるのであれば、条例を作る必要がなくなるのではな

	<p>いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に「協働事業」と謳っているものが、今回の条例で協働事業でなくなってしまうのは問題があると思う。</li> <li>・協働事業としてどういう事業があるのか具体的に示してください。</li> <li>・条例素案第7条の協働事業の定義として、唯一客観的なのは「協定書」だけです。それがないと協働事業は極めて曖昧になると思う。</li> </ul> <p>各委員の意見を受けて、委員長より、素案に対して、次回会議までに意見を事務局に提示するようにとの指示がありました。また、座間市の各所管部署が個別分野別計画やその他の文書内で「協働事業」あるいは「協働により実施」と謳っている“協働事業”の実例についても事務局で調べるように指示がありました。</p> <p>委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。</p>
--	--

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第5回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年1月16日（木） 午前10時から12時まで		
開催場所	市役所3階 第2会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	1人
議題	条例素案及び前文の検討、市民説明会等の今後の進め方		
資料の名称	<b>【資料】</b> ① 会議次第 ② 前回会議録 ③ 条例素案・前文 ④ 協働事業の一覧 ⑤ タイムスケジュール修正案 ⑥ 市民説明会次第案		

<p>会議の内容</p>	<p>◇次第</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 委員長あいさつ</li> <li>3 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 素案・前文の検討</li> <li>(2) 今後の進め方について <ol style="list-style-type: none"> <li>①パブリックコメントについて</li> <li>②市民説明会について</li> </ol> </li> <li>(3)その他</li> </ol> </li> <li>4 閉 会</li> </ol>
<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) 素案・前文の検討</p> <p>事務局より、前回の宿題についての報告及び素案の説明がありました。</p> <p>委員長より素案について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等の定義において、組合系や生協系組織はどこに属することになるのか。</li> <li>・市民活動団体の定義にある「不特定多数の利益」を「公共の利益」という表現に変え幅広く捉えた方がよいのではないか。また、ボランティア団体などの「など」に共益的・互助的な団体も含まれるのではないか。</li> <li>・「地縁による団体」も共益的な組織なので、第2条第3項第2号に含めることとし、削ってもいいのではないか。</li> <li>・自治会の方々は自らを「市民活動団体」とは認識していないので、市民等の定義から削ると自分たちは排除されたと誤解を招く恐れがあるので地縁団体は定義しておく方がよいのではないか。</li> <li>・「市民活動団体」の定義に関しては、既存のものと馴染まないサポートセンターの実務などに影響が出かねない。</li> <li>・共益的な団体については、第2条第3項第3号と第4号の間に新しく定義した方が良くもしいかな。</li> <li>・公益活動を第一義ないし第二義として掲げていれば、宗教団体も含まれてしまわないか。</li> <li>・常識的に考えれば、宗教法人や暴力団のような反社会的な組織と自治体</li> </ul>



が協働することはないと思う。あえてそれを明記するならば規則でよいと思う。

- ・「市民等」の中の「NPO 法人・ボランティア団体」という表現は重複していると思うので、どちらかを削ってみてはどうか。

- ・法人格の有無を表現している所なので、一般的な言い回しでもありますのでこのままで良いのではない。

- ・市民が読むことを前提とすればよりわかり易い共通のイメージが浮かぶ現行の表現で良いと思う。

- ・「事業者」の定義は、他市条例だと「市内に～」という形が多いですが。また、個人が含まれる表現も多いです。

- ・「市内に～」という表現を外したのは、市外の事業者も協働の相手として想定できるからではないですか。また、個人に関しては併記すればいいのではないか。「営利を目的に事業を営む個人及び法人」とすれば問題ないではないか。

- ・「協働事業」の定義を第2条に入れるのは実質的な意味が無いように思う。条例内の「定義」とは、その条例内の用語に紛れがないようにするものなので、それ以上の意味を含めたいのであれば第7条に定義も含めて書き込んではどうか。

- ・第2条に第7条すべてを移動するのはどうですか。

- ・協働という広い枠組みの中に、協働事業が限定的にあるという考え方を出しているのであり、協働一般の考え方ではなく、協働事業と協働は枠が違うものだということをここで言いたいのではないか。ここに定義していることは害になるわけでもないなので、ここに置いていて良いと思う。

- ・現行のままの方が体裁が良いように思う。

- ・協働と協働事業に関しては以前から議論になっているテーマなので、第2条に定義する形で良いと思う。

- ・前回の会議で意見がありましたが、基本計画や施策といった内容は規則で定め、定期的な見直しに関しても規則で定めようと考えます。

- ・第8条第2項に関してですが、市民等と市民等の交流を促進する、たとえば「中間支援機関」を市が支援するといった内容を書いてはどうか。

- ・第8条は「多様な協働」なので、協働事業が含まれないため、第6条の基本施策に入れた方がいいのではないか。

- ・第1条「住みよいまちづくり」という表現では産業や経済の活性化が入

らないのですか。

- ・住みよいまちづくりは、何かを排除するものではないと思う。
- ・住みよいというのは、生活全体が豊かになるイメージを想起するので、問題ないと思う。
- ・第9条の定数は、協働のまちづくり条例にならって、10人ということで良いのではないか。

—————前文の検討—————

(2) 今後の進め方について

事務局より、パブリックコメントと市民説明会についての説明がありました。

委員長より、スケジュール等の説明について委員に意見を求めたところ以下のような意見が出されました。

- ・規則づくりと並行して、今後、できた条例を活かせるような事業の検討について、議論していただきたい。
- ・この条例で直接影響を受ける人たちに対しては意見を欲しいという一文を告知文に入れてもらいたい。
- ・ワーキンググループがチラシを作るのであれば、この中に告知を入れて、さらにパブコメも併せてやっているを入れてみてはどうか。
- ・表題については、ただ単に市民説明会開催とするのでは人は集められないので、「ざまの法律をみんなで作ろう」のような表題にするのはどうか。
- ・主催、共催、協力を明確にするべき。
- ・骨格はよいが、もっとみんなが行かなきゃならないと思わせるような内容にしてもらいたい。

委員長より、ワーキンググループに対して、意見を求めたところ、ワーキンググループより、市民説明会における自分たちの役割と市民説明会用のチラシ案を委員に配布し、説明しました。

- ・委員より、ワーキンググループについては、新年度以降も是非継続して欲しいとの要望がありました。
- ・ワーキンググループがレポーター役になって、聞き取りをするのはどう

	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑応答で多くの意見が出ると思うので、当日書記役がいた方がわかりやすいのでは。</li> <li>・ 条例づくりが一生の思い出になるよということを市民に伝えてもらいたい。</li> </ul> <p>委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。</p>
--	--

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第6回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年5月11日（日） 午前9時30分から11時30分まで		
開催場所	サニープレイス座間 会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	市民説明会及びパブリックコメント等の意見について検討		
資料の名称	<p><b>【資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会議次第</li> <li>② 委員名簿</li> <li>③ 第5回会議録</li> <li>④ 市民説明会会議録</li> <li>⑤ （仮称）市民協働推進条例パブリックコメント</li> <li>⑥ 市民説明会及びアンケート調査からの意見抜粋</li> <li>⑦ 市民説明会アンケート調査結果</li> <li>⑧ 条例素案</li> </ul>		
会議の内容	<p>◇次第</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 委員囑託並びに職員紹介</li> <li>3 委員長あいさつ</li> <li>4 議 題 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民意見反映検討</li> </ul> </li> </ul>		

	<p style="text-align: center;">市民説明会及びパブリックコメント等の意見について検討 5 閉 会</p>
<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループより、市民説明会で行ったアンケート調査結果等についての所感の報告がありました。</li> </ul> <p>(1) 市民説明会及びパブリックコメント等の意見についての検討</p> <p>委員長より、市民説明会及びアンケート調査からの市民意見（別紙参照）について、委員に意見を求めたところ以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第2項「公開性と透明性」について、それぞれの意味があるので、並列しておく必要があると考えます。</li> <li>・「対等」についての説明を条例に明記することはできないので、今後ハンドブックのようなものを作る際に、事例を挙げながら説明していく必要があると考えます。</li> </ul> <p>委員長より、パブリックコメントの市民意見（別紙参照）について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条第3項第2号「不特定多数の利益の増進」を「公共の利益の実現、公共の課題の解決」に変更することについて、「公共」というと行政が行うことになるのではないかと。</li> <li>・「公共＝行政」ではありませんが、そう受け取られやすい言葉です。英語圏を主としたユニバーサルな考え方だと、本来「公共」とは「みんなのために」という意味です。しかし、日本の場合には「公共」「公益」というと役所がやっていること、役所が担当していることだと受け取られる傾向があります。また、「なにが公益か」の判断は役所が行うと考えてしまう所もあります。従って、「公共・公益＝役所」と考える人が多くいる日本においては、非常に注意して使う必要がある言葉です。</li> </ul> <p>特定の「私的」な利益・活動の反対としては、大枠としての「不特定多数」があり、その中に「公共」「公益」といったものが入ってきます。</p> <p>では、限りなく趣味に近い活動はどうなるのでしょうか。必ずしも社会的</p>

課題の解決のためではない、たとえば「地域の伝統芸能の保存」あるいは「地域のまつり」などです。不特定多数のために行ってはいますが、「公共の課題の解決」と言い切るのは難しいでしょう。ですが、今回の条例に関しては、こうした活動も対象としていると考えていいのではないのでしょうか。この観点から考えますと「地域の伝統芸能の保存」といった活動が除かれてしまう表現は避けるべきかもしれません。

- ・国、県、市から支援を受けている市社会福祉協議会や市立体育館も協働の対象外になるのではないかと。について、意見のなかの「支援」が何を指しているかが気になります。「税法上の優遇を受けていること」を支援としているなら、社会福祉法人はすべて除外される、といった議論になってしまう。

- ・社会福祉協議会なども第2条第3項第2号に入るのではないかと。財団はなおさらでしょう。語感としてそぐわないならば定義を変えるしかありませんが。

- ・市民活動団体と言い切るのは難しいと思います。サポートセンターでは登録できません。

- ・そうだとすれば定義に追加するしかないでしょう。現行の定義では学校なども読み取りにくいです。現行の第3号の次に「公益団体」といったものを追加してはどうか。

- ・基金の設置については、必ずしも市が請け負うものではないと思います。市がやるものと決めつけず、今後の検討課題とするのはどうか。

- ・第9条市民協働推進会議について、「意見を求めるため」と書いてしまうと「意見を求めるだけ」になってしまう。

- ・「必要な事項は、規則で定める」とあるのでそこに包括されるのではないかと。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第7回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年6月21日（土） 午前9時30分から12時00分まで		
開催場所	サニープレイス座間 会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	前文と条例案のまとめ、規則に盛り込む内容の検討		
資料の名称	<b>【資料】</b> ① 会議次第 ② 前回会議録 ③ 条例素案・前文 ④ 規則案 ⑤ パブリックコメント② ⑥ 座間市議会議員からの意見書		
会議の内容	<b>◇次第</b> 1 開 会 2 委員長のあいさつ 3 議 題 (1) 前文と条例案のまとめ (2) 規則に盛り込む内容の検討 4 閉 会		
会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)	<b>◇議題</b> (1) 前文と条例案についての検討 事務局より、パブリックコメントの市民意見についての説明がありました。(市民意見の受理の遅延により、追加分があったため、検討するものです。)  委員長より、パブリックコメントの市民意見について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。		

・市民協働推進会議が条例を作るのかという質問の回答として、市民協働推進条例検討委員会が素案を作成し、市へ答申した上で、議会へ上程し、議決により施行する予定です。について、議決されることが決まっているものではないので、「施行する予定」ではなくて「施行するもの」です。に改めた方がいいのではないかと。

事務局より、座間市議会議員3名（安海のぞみ議員、沖永明久議員、加藤陽子議員）からの意見についての説明がありました。

委員長より、市議会議員からの意見について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。

・第1条について、素案においては、「協働・協働事業・多様な協働」の3つを使い分けていますので、その観点からすると、「座間市における協働の理念」を「市と市民等における協働の理念」と書き換えるのは、多様な協働に含まれる市民同士等、広く協働をとらえている考えが抜けてしまいます。「その施策における基本原則」を「協働事業の基本原則」に改めるのも、定義づけられている協働事業だけに限られてしまい、やはり広く協働をとらえている考えが抜けてしまうので、適さないでしょう。

・第6条第4号には市民同士の協働の支援も含めてあるので、「市と市民等における」と書き換えることはできません。

・「団体自治、住民自治」は一般の人には伝わりにくい表現です。

・「団体自治」はそぐわないです。

・第3条について、「役割と責任を明確にし」だと少しきついで「役割と責任を認識し」くらいの表現が適当ではないかと。

・「地方自治」の語に違和感があります。「国」に対して「地方」なので、国家が絡まない市の条例に謳うのはそぐわないのではないかと。

・市民がこの条例を自分たちのものとして受け取れるかを考えると、柔らかい、わかりやすい表現である原案のままがいいと考えます。

・第2項の削除は、検討委員会で考える協働の概念からするとそぐわないです。協働事業の原則に規定してしまうと、協働事業のことに限られてしまっていることになってしまう。また、第3項の削除に関しても、基本理念があつて、その中身を第5条で記しているの、残した方がよいと考えます。

- ・第4条については、努力義務を課し、より徹底したいという意見かと思いますが、市民を縛るのはやめた方がいいと思います。協働が日常生活に不可欠なら、条例でわざわざ「努める」と書く必要がない。不可欠なら努めなくても行うはずです。
- ・協働は行政の隙間を探して行うものであると思うので、努力規定になってしまうと「探さなければいけない」といった意味になってしまうので避けたいです。
- ・「協働における場」を「協働において」に置き換えることについて、「協働を進めている現場」という意味合いである「協働における場」という表現の方がわかり易いと思います。
- ・第5条について、協働は、市の基本的な姿勢であるという市の考えがあるので、条文の「総合的な施策を実施」という箇所は、基本姿勢として推進する意味なので、残しておく必要があります。
- ・この意見を活かすのであれば、第3条に新たな項として、「市は施策の実施にあたって、市民等との協働を推進するよう努めるものとする。」という形で定めるのはどうか。
- ・第7条については、「情報共有を通じ」という表現だと、情報共有しないと、次に進めないことになってしまうので、適さないでしょう。
- ・目標を設定する作業を必ず行うように義務付けているのなら、検証も義務づけてもいいのではないか。
- ・「成果等を検証するものとする」くらいの表現が適当ではないか。
- ・検証が難しいケースも考えられるので、「努める」としてはどうか。
- ・協働そのものが行政にとっては「余計なもの」という感覚があるはずなので、良くても悪くても検証せずに継続するのは、他の市民に説明がつかなくなります。
- ・検証するならば、互いに一定のスキルが必要です。そのために第6条第4号があるとも捉えられます。
- ・「協働事業において、市と市民等はその成果等を検証するよう努めるものとする」でいいのではないか。
- ・目標の共通化、主体の独立性、対等性、自主性、相互理解と相互補完性、責任の共有化と明確性、情報の共有化と透明性については、全て条例に含まれています。

事務局より、前文案について、説明がありました。



委員長より、前文案について、委員に意見を求めたところ、以下のよう  
な意見が出されました。

・最終文に、「手続き」という語がでてきます。協働まちづくり条例は、市  
民からの意見を求めるための条例であり、その手続きが定められているので、  
「その条例では主に手続きが定めてあります」との一文を挿入した方が文  
意が明確になると思います。

・先ほどの議員の意見であった「地方自治の本旨（団体自治・住民自治）」  
を前文で表現する件はどうしますか。

・「創造性ゆたかで」のまえに「自治による」と入れるのはどうでしょう。

・入れる必要自体がないと思います。だれに対する自治なのかとういこと  
が必ず必要になると思うので。

・確かに、「私たち一人ひとりがまちづくりに積極的に関わることが求めら  
れます」や「まちづくりの主役である市民には」などが自治の中身を表し  
ているので、「自治」の趣旨は活かしていると思う。

・一点よろしいですか。条例内の定義では、「協働」を「取り組む」もの  
としているので「行為」を示しています。しかし、前文だと「考え方」とな  
っています。この整理はどうしましょう。

・ここの「考え方」とは、前文の最後にある「理念」を言い換えたもので  
しょう。定義をしている箇所ではないです。呼びかけ文の体裁をとっている  
ので、「行為か思想か」といった厳密さを要求するのは無理があります。

## (2) 規則に盛り込む内容の検討

事務局より、規則案についての説明がありました。

委員長より、規則案について、委員に意見を求めたところ、以下のよう  
な意見が出されました。

・第4条に、事業の検証についてのことを入れてください。

・第5条市民協働推進会議の業務が広範にわたっています。協働事業の審  
査も入っています。部会の形式をとった方が運営が楽になると思います。

・条例本文の「市の役割」と見比べながら考えると、「協働を推進する総合  
的な施策」と「協働のための環境づくり」に関して言及がないので加えた  
方がいいです。協働に関する総合計画を作る必要はないかもしれませんが、

指針をつくるなど、ある程度の「総合的な施策」について触れた方がいいのではないか。

・環境づくりに関しても、第6条全体を受ける箇所を設けてください。定義のつぎあたりでもいいのではないか。

・条例の「市民等」の定義をもっと砕いて記載する必要はないか。

・それは逐条解説ないしハンドブックの類で記すことではないか。

・用語で解釈に幅があるものを明確にすること等が逐条解説の役割です。規則では具体的な手続きやそのための様式を定めることが多いです。

・協働推進計画といった条を設け、会議でその推進を図るといった形にしておいた方が、担当課も事業を打ち出す際にやりやすいのではないか。いずれにしても、事業計画が、規則等に根拠を持つものであった方が、担当課が取り回しやすいと思います。

・第3条「中間支援機関」は、定義が必要ではないですか。また、第3条第2項は「市民等を支援する中間支援機関を、市民等が支援する」といった意味で、不自然ではないか。

・用語に関しては「中間的な機関を設置する」といった表現にするか、定義をつけるのがよいと思います。

・条例第6条第4号を「協働を促す中間的な機関への支援」として、その機能を規則で定めましょう。また、先ほどの計画の話として、条例第6条を「次に掲げる施策に計画的に取り組む」と書き換えるのはどうか。それを規則でも受けてください。

・協働の推進は、広い意味での行革であるという考えを持っているので、他の計画を作る際にも本条例の理念を参照するような定めがあってもいいのではないか。専門部会に委任できる形が良いのではないか。また、会議のメンバーも、第3号で「市民活動団体の代表者」ではなく「市民活動団体等の代表者」が適当ではないか。

・中間支援機関の定義を規則で定めたいのですが、どうですか。

・条例第2条第2項を建てて、中間支援機関の定義付けをするのはどうか。第3条ではその機能を謳うことにしましょう。

ワーキンググループ委員より、ガイドブック等に関するワーキンググループ内での検討結果について説明があった。

委員長はこれを受けて委員に意見を求め、全員で検討した。

ワーキンググループ委員はその内容を踏まえてガイドブックの作成に入

	ることとした。  委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。
--	--

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第8回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年8月20日（水） 午後3時から5時まで		
開催場所	市役所5階 第1会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	条例案、前文案のまとめ及び規則案の検討		
資料の名称	<b>【資料】</b> ① 会議次第 ② 前回会議録 ③ 前文案、条例案 ④ 規則案 ⑤ 座間市民活動サポートセンター設置運営要綱		
会議の内容	<b>◇次第</b> 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議 題 (1) 条例（案）のまとめ (2) 規則（案）の検討 4 閉 会		
会議の内容 （会議次第及び 発言要旨等）	<b>◇議題</b> (1) 条例案のまとめ 事務局より、条例案についての説明がありました。  委員長より、条例案について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。		

・条例第2条第3項第3号の「地縁による団体」についてですが、「地縁による団体」は自治法で使用されている用語ですので、別の表現にした方が良いと思います。地方自治法では法人格を持った地縁団体（だけ）を指し示しています。普通の任意団体としての自治会等をすべて含めたいならば、地縁のよる団体という言葉を使わない方がいいのではないのでしょうか。たとえば、「自治会等」とするのはどうでしょう。

・「自治会等」として、前回までの定義「一定の区域に居住している市民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体」という形ではどうでしょう。

・「地域活動団体」という言い方はどうですか。

・普通の市民団体を連想してしまうでしょう。

・具体的には、自治会以外では何を指すのですか。

・婦人会、青年会、子ども会などが考えられます。

・「地縁団体」が良いのではないのでしょうか。「地縁団体」の考え方として地域の人じゃないと入れない、従来は半強制で入っていたような団体を示しているのではないですか。

・認定の有無にかかわらず、「地縁団体」として、定義を元に戻すことにします。

## (2) 規則案の検討

事務局より、規則案の説明がありました。

委員長より、規則案について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。

・規則第3条ですが、「中間的な機関」はサポートセンターだけとしていいのでしょうか。定義というよりは指定になっています。また、要綱のことを言っているだけなので、実質的な意味のない条項になっています。

・サポートセンターに限定するのは、将来のことも考えるとおかしいと思います。

・規則で要綱を引用する件について、ルールの序列に関してなのですが、例えば国であれば、法律・政令・省令とあります。法律は国会で、政令は閣議で（＝内閣で）決めますが、法律に政令を引用することはできません。

引用してしまうと、国会を通さなくてはならないはずの法律に内閣が手を加えられることになってしまうからです。一般論として、序列が上の規定に、下の規定を引用するのは避けた方がいいです。

条例施行規則において、「座間市民活動サポートセンター」の設置は、要綱で定められています。それより上位の規則で「座間市民活動サポートセンター」と記載するのは、好ましくありません。従って、「中間的な機関」を定義するのが自然だと考えます。その上で、具体的な中間的な機関の設置は、要綱で定めてはどうでしょうか。

- ・サポートセンター設置運営要綱の第2条の意味内容を、「サポートセンター」の記述をカットする形で規則の第2条に移せば問題ないですか。

- ・それと、中間支援機関になりたい組織があった場合、こういった手続きとなるのかも疑問です。

- ・実際にそういった活動を行っていれば、それでいいのではないのでしょうか。逆に言えば、手続きを経たところで何もしていないならば中間支援機関とは言えないのではないのでしょうか。

- ・分かりました。それと、設置に関する別案として、サポートセンターの設置と役割だけを要綱から規則に引き上げて謳ってもいいかもしれません。

- ・規則第3条を「条例第6条第4号に定める協働を促す中間的な機関として、座間市民活動サポートセンターを設置する」とするのはどうでしょうか。それと「機関の一つとして」とすればサポートセンターだけに限らなくなります。

- ・規則第2条2項はカットするということですか。

- ・そうです。第3条の見出しは「座間市民活動サポートセンター」のままでもいいと思います。

- ・条例に戻ってしまって申し訳ないですが、条例第9条1項と2項で「次に掲げる」が重複している点と、2項の各号列記は特に必要ない点が気になります。規則第5条でも同じことを書いていますので。各号列記の細かいところを変更するために毎回議会を通すのは不便だと考えます。

- ・条例第9条2項をカットし、同条第1項の文言を調整しましょう。

- ・規則第4条3項の「報告会に準じた事業内容の公表の場」は市が設けるのですか。主語がないので曖昧です。「市」なのかもしれませんが、検討してみてください。

- ・前文ですが、前回会議で「その条例では主に手続きが定めてあります」

	<p>を挿し込むという話になりましたが、反映されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文の下から二行目の「進め」を「推進し」に変えるという議論もありました。</li> <li>・事務局とメールでやりとりしましたが、前回会議において、条例第6条に「施策に計画的に取り組むものとする」といれるようにと発言しましたが、事務局の意見としては、具体的に述べなくても、主旨として入っているという解釈で理解しました。</li> </ul> <p>ワーキンググループ委員より、ガイドブックに関する内容案について説明したい旨の提案がありました。</p> <p>委員長はこれを受けて委員に意見を求め、全員で検討した。</p> <p>ワーキンググループ委員はその内容を踏まえてガイドブックの作成を引き続き行うこととした。</p> <p>委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。</p>
--	---

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第9回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年9月25日（木） 午後2時00分から4時00分まで		
開催場所	座間市役所 3-1会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、横谷光男、遠藤春海 市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
議題	条例・規則の最終確認、答申について、市民報告会について		
資料の名称	<b>【資料】</b> ⑤ 会議次第 ⑥ 前回会議録 ⑦ 条例案、規則案（最終版） ⑧ 答申書（案）		

	⑨ 市民報告会関係資料
会議の内容	<p>◇次第</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 委員長あいさつ</li> <li>3 議 題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例、規則の最終確認</li> <li>(2) 答申について</li> <li>(3) 市民報告会について</li> </ol> </li> <li>4 閉 会</li> </ol>
会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)	<p>◇議題 (1) 条例、規則の最終確認</p> <p>事務局は条例、規則の前回会議で修正した部分の説明をし、最終の確認をした。</p> <p>委員長は前文案について、検討委員会での一連の議論・検討過程の総意なので、アレンジなくそのままを残す為に、前文としてではなく、そっくり答申に盛り込みたい旨を委員に諮ったところ、全員の同意を得た。その後、内容の最終見直しについて委員に諮ったところ、以下の意見が出された。</p> <p>・ここにはまず理念がきちとあるということが大前提であり、理念は書いた方がよいと思います。プラスそこに具体的な手続きみたいなものを入れましょう。法律用語としてではなくて、まちづくりの基本になる条例だというふうに言い換えたつもりです。理念条例あるなしではなくて、座間のまちづくりの基本になる条例という風に位置づけを考えたときにそこには理念がきちんと書きこまれ、しかも平易な、わかりやすい、市民に親しまれるような文章として書かれるというのがこの条例としてはふさわしいと考えます。</p> <p>今まで議論してきた我々の発想、それから実際に調査した経過も踏まえれば、「自然豊かなまちであり」そのあとに「多様な市民のまちづくりが展開される魅力あるまちです。」要するに自然豊かなまちだけではなくて、色々な市民が様々なまちづくりの活動をしている。そういうことをまず言って、魅力あるまちと言い切ったうえで、さらにこれからも育み大切にしていくなめには、というふうに結び付けてみるといいのではないかと。</p>

- ・多様な市民のまちづくりだと市民に多様がきているので、市民の多様なまちづくりが展開されるであって、真ん中のまちづくり条例に関しては一切触れない方がいいのではないかと。
- ・既に条例は手続きの条例はできているけれども、手続きだけではなく道しるべが必要だからということで、この条例が必要だという所が、大事だなと思っています。
- ・手続きのことはいらぬということですか。
- ・協働まちづくり条例があつて片手落ちだから協働条例を作るということではなくて、指針ではやっていたけど、協働の条例が必要だから指針に変えて条例にするのが目的なので、それについて市長が両輪と言っている。市長は、協働まちづくり条例だけでは足りないとは言っていない。市民参加と協働は全然違うことで背中合わせのものだと思います。
- ・「行政は・・・・・・体制を整える必要があります」というのは、あつていいと思う。そのあと「座間市から・・・・・・手続きが定めてあります」を切つて、「しかし」というところも切つて、「手続きだけではなく」を取つて「道しるべが必要です」その文章を残しておく。
- ・そうすると手続きが云々ということには触れないということになりますね。
- ・答申に盛り込む内容として、これで十分議論しましたね。

#### ◇議題（2）答申について

##### 【事務局】

事務局より、答申についての説明がありました。

委員長より、答申について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出された。

- ・答申書の書き方というのはこういう書き方ですか。
- ・一般的な答申のスタイルだと、答申の中身そのものが文章でいきなりくる。「はじめに」に相当するようなものが答申の中身であるとわかるような形になっている。イメージしたのは前文を書いて、それでこういう必要がありますよ、だからこういう条例を制定する必要があるんですよって別紙に条例つける。それが答申という形のイメージです。
- ・答申書と書いて諮問に基づいて以下のようなものを策定しました。そし



てどのように策定していったかを出して、この条例はこういう内容で、この条例を使って協働のまちづくりが推進していくことを願いますと記載する。

・答申の中身っていうのは条例案そのものですよね。それ以外は経過の説明ですよね。だから答申結果というのは条例案のみだと思います。

・「はじめに」はあっていいと思います。その次のページに条例案や施行規則、これが答申の内容ですというふうに。この「はじめに」というのは委員長のあいさつですから、それはあってもいいのではないかと思います。

・先ほどの議論でありましたように、いわゆる答申書の本体っていうのは条例案と施行規則になって、その他の資料編になると思います。

この条例をつくる手続きそのものは実験的だったというものはあると思っています。今後、条例をつくっていくときのやり方の実験でもあったと思っているので、こういうときはこういうことをやってというのを、資料編としてはあった方がいいと思います。

もう一点は積極的な提案なんですけれども、ワーキンググループ委員のコメントを書くのはどうかと。今回の市民参加で得られた意見と、ワーキンググループで得られた意見をちゃんと書くということをした方がいいのではないかと考えます。

・条例を作っていくプロセスを新しい試みとしているので、それを表に出した方がいいと思います。

#### ◇議題 (3) 市民報告会について

ワーキンググループ委員より、市民報告会（案）について説明がありました。

委員長はこれを受けて委員に意見を求め、内容について検討した。

ワーキンググループ委員はその内容を踏まえて、市民報告会の内容を次回会議までに精査することとした。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。

### 審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第10回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年10月20日（月） 午後3時00分から4時40分まで		
開催場所	座間市役所 5—3会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、長野基、西村弘、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、萩原富美男		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	答申書の確認について、市民報告会について		
資料の名称	<b>【資料】</b> ⑩ 会議次第 ⑪ 答申書案 ⑫ 市民報告会資料		
会議の内容	<b>◇次第</b> 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議 題 (4) 答申書の確認について (5) 市民報告会について 4 閉 会		
会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)	<b>◇議題</b> (1) 答申書の確認について 事務局より、答申書の内容についての説明がありました。また、条例第2条第3項第5号の公益団体の中の間接法人について、間接法人法が廃止されているので、記載についての意見を委員に求めました。  委員長より、答申書の内容について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。  ・答申の「切望します。」を「期待します。」に変えた方がいいのではない か。 ・答申書資料の9.市民報告会とは何の事ですか。 ・12月に行う予定の報告会について、今後こういうことやっていきます		

ということで入れました。

- ・報告会は、既に予定されていることなので、入れて構わないと思います。
- ・答申書資料の1.施行規則がありますが、これはあくまでも案ですね。
- ・諮問は受けていないので、「試しに作成してみた」程度にとどめておいた方が良いでしょう。
- ・「試案」をつけた方が良いでしょう。
- ・施行規則を正式名称で記載してください。
- ・答申書資料の4.条例策定に際して・・・とは何ですか。
- ・条例の特徴であった多様な協働の部分や、ワーキンググループを組織して行ってきた内容を盛り込みたいと考えています。
- ・もしそのような内容ならば、答申書資料の最初に記載する方がよいと思います。
- ・答申書資料の5.アンケート調査はワーキンググループが行ったということをごどこかに記載した方がいいのではないかと。

委員長より、条例第2条第3項第5号の公益団体の中の間接法人について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。

- ・中間法人法が廃止されているので、中間法人という文言は使わない方がいいですか。
- ・中間法人法が平成20年に廃止されているので、使うのはおかしいのではないかと。
- ・協働組合以外何かないですか。
- ・公益団体には協同組合も共済組合も入ってくるので、たくさんある中でたまたま中間法人がなしだということであれば、取ってしまってもよいのではないかと。協同組合が市民にとっては一番身近だし、数も多いので、中間法人はそもそも法として存在している期間が短いので、数が少ないということと。
- ・では中間法人は削除することにします。

#### ◇議題(2) 市民報告会について

ワーキンググループ委員より、市民報告会(案)について説明がありま

した。

委員長はこれを受けて委員に意見を求め、内容について検討した。

ワーキンググループ委員はその内容を踏まえて、市民報告会の内容を次回会議までに精査することとした。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。

## 5. アンケート調査

条例を検討する前に現状を把握する必要があると考え、ワーキンググループにお願いして市民活動団体と市職員を対象に、アンケート調査を実施しました。

### アンケートの比較結果について（報告）

このことについて、以下のとおり両アンケートを比較した内容を報告します。

#### 調査の概要

##### 1 はじめに

本アンケートは、職員及び市民活動団体の「協働」に対する意識や考え方を調査し、現状の課題やニーズなどを確認することを目的に実施したものである。

両者のアンケートからは、実に多様で建設的な意見が寄せられ、中には条例策定や今後の協働事業の進め方にも大変参考になるような意見が多数あった。その一方で、行政側からも市民活動団体側からも、悲痛とも受け取れるような「悩み」や「苦しみ」、さらには思ったように協働事業が進まない「ジレンマ」なども多く寄せられたのが特徴的であった。

ワーキンググループでは、本アンケートにより、両者の「本音」と「現状」を洗い出し整理することができたと考えている。この結果を基にして、今後さまざまなシチュエーションで活かしていきたいと思う。

##### 2 アンケート方法

今回のアンケートは、配布から回収までの期間が1週間程度と短期間であったため、回答者側からは、十分に考えたり相談したりする時間が取れず慌てて回答したという声が多数寄せられた。

また、回答者からは設問内容が難しいとの声があがり、とりわけ「そもそも協働とは何かがよく分からない」や「相互提案型協働事業という意味が分からない」ので回答できないといった声が多く寄せられた。

これは、事業に関わっていないから分からないとは言い切れず、根本的な協働の定義やあり方などが曖昧であったり、それを理解すべく研修や交流会などの機会が乏しかったりすることも一因ではないかと感じ取れた。

##### 3 回答率

座間市職員＝73.6% 625人／849人

市民活動団体＝47.0% 97団体／206団体

※回答率については、上記でも述べたように期間的な問題もあった。設問内容はさることながら、回答期間に2週間程度は必要と感じた。

#### 4 各設問の比較

設問1 あなたは「協働」という言葉について理解していますか。また、必要だと思えますか。

選択肢	市職員	市民活動団体
①理解しており、必要だと思う	49.4%	54.6%
②理解しているが、必要とは思わない	5.0%	5.1%
③理解していないが、必要だと思う	32.5%	29.0%
④理解していないが、必要だと思わない	9.4%	4.3%
無回答	3.7%	8.6%

<まとめ>

職員も市民活動団体も、回答の傾向としては同じような感じであった。ただ、何をもって「理解」とするのか、また、「必要だと思う」のかはその基準が曖昧であったため、回答の裏側に隠れる「認知度」や「経験値」などにバラつきが生じた可能性がある。ただし、「必要と思う」という回答(①と③を選択)は、両アンケートで回答者数の約8割を占めたことから、「協働」の啓発は進んでおり職員も市民活動団体も、「協働」に肯定的なイメージを持っていることが分かった。今後は、理解度や必要度に、より具体性を持たせるような場を設け、引き続き啓発を続けていく必要があるといえる。

注目すべきは、市民活動団体側の無回答が、市職員と比べ約2.3倍も多かったことである。これは、前述でも触れたように、「そもそも協働とは何かがよく分からない」や「相互提案型協働事業という意味が分からない」ので回答できないといったものと対になっていることが分かった。ただし、だからと言って協働を不要と言っているわけではなく、それぞれの解釈や思いで協働と向き合っていることが分かった。

設問2 あなたは座間市相互提案型協働事業に関わったことがありますか。

選択肢	市職員	市民活動団体
①はい	9.6%	23.7%
②いいえ	89.8%	71.1%
無回答	0.6%	5.1%

<まとめ>

相互提案型協働事業に関わったことの有無については、想定通り、市民活動団体側

の割合が高く職員の割合が低かった。これは、同事業に関わりのある部署が現状では固定化されていることなどから、職員については必然的に関わりが低いのが分かった。逆に、市民活動団体側は、日頃から何らかの形で、まちづくり（生活環境・自然環境・ひとづくり等）に関する活動を行っていることなどから割合が高いと予想できる。ただし、職員と同じく、事業に関わる団体の固定化の傾向は否めなかった。

ただし、単純に関わった割合が高いから「良い」という問題ではなく、前述のとおり理解度や必要度に、より具体性を持たせた知識や技術の底上げが必要と思う。

設問3 市が協働事業に取り組むことには、どのようなメリットがあると思いますか。

市職員の傾向	市民活動団体の傾向
① 相互理解	①市民の声が届く
② 新しいアイデア・ノウハウの創出	②団体活動の活性化
③ 市民ニーズの把握（意見の多様性）	③市への愛着や自治意識の向上
④ 市民意識の醸成・向上	④市民目線の事業運営
⑤ 効率的な行政運営	⑤事業規模や信頼性の向上
⑥	⑥行政運営の活性化
⑦	⑦コミュニケーションの拡大
⑧	⑧協働による特典

設問4 市が協働事業に取り組むことには、どのようなデメリットがあると思いますか。

市職員の傾向	市民活動団体の傾向
① 事務負担の増加	①団体の人的問題
② 市の施策との不一致	②行政内部の問題
③ 意思疎通が困難（合意形成）	③時間的問題
④ 団体との関係性の難しさ	④事務的負担
⑤ 団体の自主性・自立性の喪失	⑤活動への制約

<まとめ>

メリット・デメリットを通して見た場合、市職員及び市民活動団体ともに、協働により新しいアイデアや、市民の声が直接事業に反映されるなどをメリットとしてあげる反面、多様な意見があることによる合意形成や意思疎通の困難さをデメリットとして挙げていることが分かった。

さらに、提出書類やプレゼンなどが不得手であったり、それを負担と感じたりする団体からは、協働に躊躇する声も聞かれるなど、敷居が高いというイメージを抱く方々

も多数見受けられた。

メリットとして注目すべきところは、市職員側で「市民意識の醸成や向上」につながるという回答がある中で、市民活動団体側からは「行政運営の活性化」といった回答が出ており、双方がそれぞれの体質改善を望むような回答にまとまっていた。お互いの長所を伸ばし、それぞれが持つノウハウやアイデアを活かせるといったメリットを最大限に活かすには、双方のレベルアップが必須であり、それを実現するには継続的な周知及び研修さらには双方が日頃から交流することにより、信頼関係を築き上げることが何よりも大切であると思う。

設問5 あなたが考える協働に該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

選択肢	市職員	市民活動団体
①事業委託(実行委員会等を含む)	37.5%	35.8%
②補助(財政的な支援)	30.3%	44.4%
③共催	51.3%	45.6%
④後援	20.8%	30.8%
⑤事業協力	57.9%	54.3%
⑥情報交換・情報提供	48.6%	54.3%
⑦公共施設の提供	26.9%	50.6%
すべて無回答	121人	16団体

<まとめ>

表を見ても分かる通り、考え方や捉え方の違いが明確になった。①と③についてはさほど差はなかったが、⑦については約2倍の差があった。他の設問から読み解くと、市民活動団体は、⑦の公共施設の提供を「協働」と考えているというよりも、協働事業の中で行政に求める条件や特典といった意味合いを強く感じた。それは、②の財政的な支援にも言えることで、事業内容の目的を達成するために必要な環境や条件と捉えたのではないかと予想ができる。逆に市職員側は、条件や環境というよりも、事業の内容や目的で協働と言えるのか否かを判断して回答したのではないかと想像できる。事実、③と⑤の割合が多かったことからその傾向が見て取れた。

注目すべき点は二つあり、一つは、市民活動団体側の割合が高かった④の後援である。これは名義後援と言う「行政の後ろ盾」が自分たちの活動の信頼につながり、PRもしやすいという考えが根底にあるのではないかと考えた。二つ目は、職員の無回答の多さである。これは、何をもちて協働と言うのかが分からない中で、全て協働かもしれないし逆に全てが協働ではないかもしれない。その違いが分からないので答えられないという極めて本質的な意見としての無回答でないかと私たちは感じた。



設問6 どのような条件(環境や状況等)が整えば協働事業に関わりやすいと思いますか

市職員の傾向	市民活動団体の傾向
① 協働への共通理解	① 経費の補助
② 事業の目的・目標の共有	② 協働への動機づけ
③ 市—団体の関係	③ 行政の動き
④ 人員確保、時間外勤務への対応	④ 活動場所の提供
	⑤ 事務的なこと
	⑥ 相互提案型協働事業の改善

<まとめ>

団体側の回答としては、財政的な支援・公共施設の提供・必要物品の準備などに関心が高かったのが特徴的であった。一方で、市職員側は協働の役割や目的の明確化など、プロセスに関する声が多く、両者が考える条件には明らかな違いがあることが分かった。

この他にも、双方に共通する意見としては交流や学習の場を持つことをあげており、お互いの信頼関係を深め、それぞれの強みや弱みを確認し責任と行動において「対等」であることを認識し合うことが大切であることが改めて明確になった。

他の設問の回答にもあったが、担当した職員の姿勢(熱意、理解度等)により協働事業の進捗に大きな影響が懸念されるため、団体側は安定的な協働への不安を感じ、行政側からは担当職員の負担が大きいとの意見があった。このような状況を改善することが協働を推進する上で欠かせない一つの条件であることは分かったが、行政側からは通常業務にプラスされる「もの」という認識が依然強く、団体側もそれゆえに事業がスムーズに進まないことがあるといった指摘もあった。

これらのことを踏まえ、ワーキンググループとしては条例もしくは規則等で支援に関する項目を設け、より明確な形での役割分担ができるようになることが望ましいという考えとなった。

設問7 その他、協働について意見があればお書きください(記述回答)。

市職員の傾向	市民活動団体の傾向
① 提案	① 協働の啓発
② 要望等	② 行政への要望
③ 質問	③ 相互提案型協働事業についての要望

<まとめ>

市職員の意見としては、まずは自らが協働を理解しなければいけないのでは？という意識を強く感じた。研修や、職員間での情報交換、他市の事例等を踏まえた勉強会などにより、ベースとなるスキルアップが必要と考えているのが分かる。また、行政と市民活動団体の役割や立場の明確化も多くの意見が集まる場所であり、現状では、協働が目的になってしまっているのではないかと危惧もあった。

市民活動団体側も、行政の協働事業への関わり方については同様の指摘をしており、良好な信頼関係と明確な役割分担の中で行うことの理想はあるものの、なかなかそれが実現できていない現状が明らかになった。また、「行政ではできない部分を協働で埋める」という趣旨の発言を行政はよく行うが、そもそも、行政は自分たちができない（できていない）部分がどこなのかを分かっておらず、それに対する協働を「余計な仕事」と思っているのではないかと指摘もあった。

#### <総括>

両アンケートの回答から見えた共通するものとして、「対等に事業を進めること」、「活動へのバックアップを行うこと」の二つがある。これについては、設問6の条件でも述べたように、どのレベルに協働事業を統一するのかを、より明確にする必要があるように感じた。

また、団体側の回答にあったように、行政と団体間のより本質的な交流の機会を増やすこともワーキンググループとしては必要と考えた。例えば、市民との合同研修や地域でのボランティア活動への参加のほか、全職員を参加対象に市民との交流会を開くなどして、さまざまな情報交換をするような場を設けることも有効ではないかと思う。ただし、交流会などを実際に行う際は、多くの場で職員と市民との対立的な話し合いになってしまう恐れもあり、陳情・要望だけの場となりかねないことから、会議等の技術に長けた第三者的なファシリテーターが必要であると考えた。

両アンケートを踏まえ、ワーキンググループとしては、両者が協働するための条件整備や支援の内容については、何らかの形（条例や規則などに組み込むことなど）で規定することが必要ではないか考えた。また、協働事業をより推進していくには、日頃からの交流をとおして信頼関係を築いていくことが何よりも大切であることから、ワーキンググループとしては、対等な関係を築き、お互いの信頼関係をより高められるよう、交流の機会等を具体的に検討することを求めたい。

## 6. 協働事業の把握

条例を検討する中で、「協働事業」という言葉の理解が、委員の中でも千差万別であったため、まずは、現状を把握するべきという考えから、各課に調査を実施しました。調査内容としては、各所属で行っている事業(市の予算を使用していないものも含む)の中で、相互提案型協働事業の他に「協働事業」とうたって実施している事業の洗い出しを行いました。

54の所属に依頼し、回答は43所属。そのうち7つの所属11の事業で協働事業を実施していました。詳細は次のとおりです。

課名	協働の相手	事業名	協定書等
広報広聴 人権課	株式会社サイネックス	行政資料(市民便利帳)発行事業	協定書締結
安全防災課	ざま災害ボランティアネットワーク	座間市いっせい防災行動訓練(シェイクアウト)	協定書締結
資源対策課	スズトクホールディングス株式会社及び中田屋株式会社(スズトクグループ子会社)	平成25年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(再資源化事業者提案型)	覚書締結
公園緑政課	19団体21ヶ所	公園等維持管理運営経費	協定書締結
	19団体22ヶ所	花とうるおいのある緑地づくり事業費	要綱
道路課	市内の個人、団体	まち美化活動推進事業	協定書締結
青少年課 青少年相談室	不登校・ひきこもり居場所あすなる	若者支援ひきこもりセミナー(社会環境健全化事業)	無
教育部図書館	座間市視聴覚教育研究協議会	子どもシアター	規定
	座間図書館ボランティア友の会	ワンスモアブックスフェア(古本市)	要綱
	座間おはなし会、ひろば	おはなし会	規定
	としょかん情報発信局	おとなのための楽しい図書館活用講座	規定

## 7. 市民参加手続き

### ①市民説明会

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	(仮称)座間市市民協働推進条例市民説明会		
開催日時	平成26年3月16日(日) 午前10時から12時まで		
開催場所	座間市青少年センター 3階 第1、第2会議室		
出席者	<p><u>座間市市民協働推進条例検討委員会</u></p> <p>小池秀司(委員長)、久住剛(副委員長)、長野基、西村弘、横谷光男、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕</p> <p><u>ワーキンググループ</u></p> <p>郡司勉(リーダー)、立部彩葉子、小林直樹、倉根悠紀、照山倫広、片岡ゆみ</p>		
事務局	<p>黒沢市民部長</p> <p>市民部市民協働課(大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査)</p>		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	参加人数	17人
配布資料	<p><b>【資料】</b></p> <p>① (仮称)座間市市民協働推進条例素案</p> <p>② 市民説明会資料(パワーポイントで作成)</p> <p>③ (仮称)座間市市民協働推進条例市民説明会アンケート</p>		
市民説明会の内容	<p>◇次第</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 関係者紹介</p> <p>4 市民説明会</p> <p>(1) 条例制定の目的</p> <p>(2) 経過の説明</p> <p>(3) 座間市市民協働推進条例素案の概要</p> <p>5 質疑応答</p> <p>6 閉会</p>		
説明会の内容 質疑応答	<p>◇質疑応答</p> <p>Q 3/1号広報紙面において、座間図書館ボランティア友の会との協働が紹介されていますが、これは多様な協働にあたるのですか。また、協定を締結しない協働は多様な協働となるのですか。</p>		

A 座間図書館ボランティア友の会との協働は、多様な協働の中の一つです。この条例で協働事業を定義づけ、施行されることによって、協働事業は協定を締結することになります。

Q 市民と行政が対等の立場についての具体を教えてください。

A 片方が片方に依存することではなく、お互いが情報を共有し、資源（人、物、金、情報）を持ち寄ることをいいます。

情報を共有することからスタートし、お互いのものを持ち寄って、責任を分担する。

あえて協働事業という究極な理想的な形を作りながら、多様な協働の場面で対等で市民の自主性を生かしたものを作って行こうということが条例の目指すものです。

Q 対等は、団体の活動の内容によっても変わってくる。何を目的に活動しているからどこが市と対等なのかという細かいところが協働していくうちにズレが出てきて、やっていくうちにやりたくないという団体も出て来ると思う。いろんな意味での対等があると思いますが、そういう対応ができますか。

A 権力的に取り締まるという市の役割があります。物理的に拘束するのは、対等ではない。こういうことを外していくという議論はありました。対等性というときに、広い意味でビジネスを行うときには、対等という関係になる。政治的な代表者としての自治体と市民は対等ではない。何故なら権力を取り締まることができるということがあります。

共有した目的のために何かを行う場合は、対等な関係が成り立ち得ると言えます。

Q 市との協働のチェック機関ができるのか。第三者機関が導入されるのか。

A 第三者機関はできるが、お互いが協働という認識のもとで行っていることに対して、それは協働ではないというチェックはできないと考えます。また、現行の相互提案型協働事業審査会がそのまま存続していくか、もし

くは名称を変えてそれを包括するか今後検討していく予定です。

Q ワーキンググループ委員は、条例策定に関わるにあたり、現在の仕事は自分たちが抱えなくてもいいのではないか。協働でやればいいのではないか。という検証はしましたか。

A 協働はそう簡単ではない。条例ができたとしても、現状がすぐには変わらない。協働は、せめぎ合いの連続、とても難しいものであると思います。ただ、市も、市民の意識が少しずつ変わることによって必ず変化するという信念をもち、お互いが情報共有していくことが重要であると考えます。  
ワーキンググループ内でも、問題意識は常に高く持っており、条例が策定された後も自分たちがメッセンジャーとなって庁内に「協働」について伝達していきたいと考えます。

Q 条例の最終目的は、住みよいまちづくりであるが、自治会も安心安全なまちづくりが目的であるが、条例と自治会が考えている目的は一緒なのか。

A 協働まちづくり推進指針を基に条例を作っていますが、住みよいまちづくりを創るために条例を策定する。その最終目的は一緒です。

Q 第9条の市民協働推進会議は何をするものか。協働かどうかチェックするのにこの会議で行えば良いと思う。また同条第2項の10人以内は何を基準に決めた人数か。

A 条例が施行された後、条例が正しく使われているかを調査審議する機関です。会議は、定期的で開催する予定です。10人の内訳は、学識経験者、市民活動団体代表者、公募市民、行政等と考えています。相互提案型協働事業審査会も包括する可能性があります。今後検討してきます。

チェック機関について、公金の使徒についてのチェックは監査委員の仕事になります。施策を進める中での点検についての議論は検討委員会で行われましたが、会議で何をするかは、規則等で詳しく定めていくと思います。

推進会議はこれから中身を作って行きますが、こういう場で市民が参加した形で、協働事業をチェックし、学び合うというのはいい提案だと思います。条例上、盛り込むわけではなく、施策上でそういう場面を作ること

非常に大切な事だと思えます。

Q ワーキンググループのアンケート内容を事前に公表してもらいたかった。協働事業の中間報告や事業結果の内容をホームページに掲載してもらいたい。

A 検討します。

Q 条例でもう一步踏み込んでもらいたいのは、市民は行政に頼れる時代ではないと思っている。財政的にも行政が市民サービスを十分に作る力がないと覚悟を決めている。市と対等な能力を身に付けるように取り組んでいこうと思っている。市はできないということをもっと表現してもよいのではないか。市民は行政に、行政は市民になにができるのかをもっと条例に盛り込めばいいのではないのでしょうか。

A 検討します。

Q 「市民等」の位置づけに共益団体が入ったことはよかったのですが、この考え方が市としてあるものなのか。公共施設を利用するにあたって、共同組合は市民としての位置づけがされていないような経験があるので、市の認識をお聞かせ願いたい。

A 「市民等」の位置づけは、あくまでも協働を進める上で、条例上定義されていることであって、普遍的に他のところでも使えるということではありません。

Q 第2条（定義）と第4条（市民等の役割）と第5条（市の役割）において、条文を分けなくて、「対等な部分」をわかりやすく明記した方が混乱しないと思います。

A 責任の取り方が違う。行政側は、議会に対して、市民に対しての説明の義務、市民側は、ボランティアの団体であっても市民に対しての責任がある。報酬があるなしに関わらず、ボランティアなりの責任の取り方がある。分担は同じ形の責任を担うわけではありません。

	<p>責任の度合いではなく、形態が違う。それぞれが応分の責任を担うと考えてもらいたい。分担は変わりません。</p> <p>第2条での対等というのは、上位の概念であって、第4条第5条はそれぞれの役割を書き分けておこうとしています。市民等と市は性質の違う責任の持ち方であり、対等であっても担っている役割が違うということがあるので、条文上で一緒にすることは難しいと思います。</p>
--	--

## ②意見公募（パブリックコメント）等

意見公募の期間は、平成26年3月5日（水）から4月3日（木）までで、郵送・ファクス・電子メール・直接提出の方法で意見を募集しました。その結果2名の方から15件（内、条例以外に関する意見は3件）のご意見をいただきました。

また、座間市議会議員3名からも意見をいただいたので、同様に委員会で討議しました。

### （仮称）座間市市民協働推進条例に関する意見

番号	意見概要	市の考え方
1	第2条（定義）第3項第2号「不特定多数の利益の増進」の記述を、「公共の利益の実現、公共の課題の解決」に変更し、「市民等」から除かれる団体として、宗教、政治、選挙及び公益を害するおそれのある活動を行う団体は除くと明記することを提案します。また、国、県、市から支援を受けている座間市社会福祉協議会や市立体育館の指定管理者も協働の対象外になるのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不特定多数」でなく「公共」の文言を用いることに関しましては、検討してまいります。</li> <li>・宗教団体や反社会的団体などが除外されることは自明であるため書き込まず、明記する場合は規則で検討していきます。</li> <li>・座間市社会福祉協議会等を協働の相手とするか否かについては、検討してまいります。</li> </ul>
2	第8条（多様な協働）は必要か。また、第2項の市職員の協働に関する理解を深める啓発・研修会等の実施が重要であり、市職員に対して、公正・公平な協働に対する理解を求めます。	<p>協働事業以外の協働を定義することによって、協定書を締結していなくても、様々な場面で広く協働が行われるようになるため、「多様な協働」は必要と考えます。</p> <p>また、今後、市職員の協働に関する理解を深めるために、研修等の機会を設けていく予定です。</p>
3	協働事業を推進するために基金に積み立て、年度に縛られずに財政的に支援する市民協働推進基金の設置を条文に盛り込むこと	<p>基金の設置は有効的な考えではありますので、ご意見を参考に、今後の検討課題とします。</p>



	とを提案します。	
4	<p>第9条（市民協働推進会議）において、協働に関する必要な事項について意見を求めるため「座間市市民協働推進会議」を設ける。など会議の設置目的を明文化して欲しい。</p> <p>会議は、原則公開、委員の女性比率は50%以上と明記し、任期は3年で2期6年を超えて任用できない。他の会議の委員との兼任は2つまでとすることを提案します。</p>	<p>第9条第3項で、必要な事項については、規則で定めるとありますので、設置目的等は、規則において定めていきたいと考えます。</p>
5	<p>市民参加に関するルールや仕組みを定めた「座間市協働まちづくり条例」と「(仮称)座間市市民協働推進条例」は共にまちづくりの条例であるので、「市民参加推進会議」と「(仮称)市民協働推進会議」は、一つにまとめた方が協働のまちづくりの大局からみた会議の運営が行われると思います。</p> <p>また、「座間市協働まちづくり条例」の名称を「座間市まちづくり条例」としたらどうか。</p>	<p>「座間市協働まちづくり条例」は、市民参加の手段を定めた条例であり、「(仮称)座間市市民協働推進条例」は、協働を推進するための条例であり、市民参加と協働という対をなすものとして、協働まちづくりの両輪としていくため、それぞれの条例に基づいて設置されている会議は、それぞれの役割の中で運営していくものと考えます。</p> <p>条例の名称については、ご意見を参考に検討してまいります。</p>
6	<p>目的について、「理念を明らかにする」「基本原則を定める」について、具体的に権利や義務を明らかにするものでないのならば、条例にする必要はないのではないかと。</p>	<p>協働を推進するために座間市協働まちづくり指針を条例化したいと考えています。</p>
7	<p>市民等の役割に「市民等は、協働における場において、他の市民等及び市の立場や発言を尊重するよう努めるものとする。」とありますが、ホームページで公開されている審議会の議事録にさえ、発言者の名前がかかれていないのに、このようなことが可能でしょうか。誰が言ったかわからないことを尊重できません。</p>	<p>協働を進める上での市民等の役割分担及び姿勢を謳ったものです。</p>
8	<p>市の役割、基本施策については、当たり前でなおかつ無難な内容を書き並べているだ</p>	<p>協働を進める上での市の役割分担及び姿勢を謳ったものです。</p>

	<p>けのことで、実質的に何か意味があるようには思えません。座間市協働まちづくり条例のように意見公募の手続が定められているわけでもなく、他の自治体で例があるように住民投票の手続が定められているわけでもありません。</p>	
9	<p>市民協働推進会議について、会議がどのような権限を持つのか何も書かれていないし、どのような人が選ばれるのか規則に丸投げされているように思います。例えば外国人も参加させるつもりでしょうか。</p>	<p>第9条第3項で、必要な事項については、規則で定めるとありますので、設置目的等は、規則において定めていきたいと考えています。</p>
10	<p>内容が座間市協働まちづくり条例とかぶっている上、座間市協働まちづくり条例との関係が何も書かれていません。同じような条例、会議を本当に2つ作るつもりでしょうか。</p>	<p>「(仮称)座間市民協働推進条例」は、協働を推進するための条例であり、この2つの条例は、市民参加と協働という対をなすものとして、協働のまちづくりの両輪としていくものです。</p>
11	<p>座間市協働まちづくり条例の市民参加推進会議の議事録がホームページで公開されていますが、実質的には事務局からの報告と承認だけのように見えます。配布された資料がホームページに掲載されていないし、誰が何を発言したのかということも書かれていません。委員は10人とあるのに、出席者は6人で、当日の傍聴人数は0人です。市民協働推進会議もこうになってしまうのではないかと。</p>	<p>「市民協働推進会議」は、協働を推進するための必要事項を検討、協議するために設置します。</p>
12	<p>平成25年度第5回座間市市民協働推進条例検討委員会の会議録を見ると、市民協働推進会議が条例を作るのでしょうか。それは市議会の役割ではないのでしょうか。</p>	<p>(仮称)座間市市民協働推進条例については、市の附属機関である「座間市市民協働推進条例検討委員会」が素案を作成し、市へ答申した上で、議会へ上程し、議決により施行するものです。</p>

(仮称)座間市市民協働推進条例以外に関する意見

番号	意見概要	市の考え方
----	------	-------

1	第5条（市の役割）第2項「積極的な情報提供」について、協働の状況を座間市のホームページで公開してもらいたい。	ご意見につきましては、今後検討してまいります。
2	第7条（協働事業の基本原則）第2項「市民等は、協働事業を市へ提案することができる」について、現行の相互提案型協働事業の市提案型協働事業を無くして、市民提案のみでよいと思います。また提案募集の方法について、抜本的な見直しをお願いしたい。	ご意見につきましては、今後検討してまいります。
3	協働事業の提案は年1回ではなく、随時受け付けてもらえるよう提案します。また、審査も迅速に行ってもらいたい。	ご意見につきましては、今後検討してまいります。

（仮称）座間市市民協働推進条例に関する議員意見

番号	意見概要	市の考え方
1	<p>第1条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「座間市における協働の理念」を「市と市民等との協働の理念」に改めた方が協働の概念を明確化できると思う。</li> <li>・「その施策における基本原則」を「協働事業の基本原則」に改めた方が条例の構造に合致していると思う。</li> <li>・地方自治の本旨は一般的に「団体自治」と「住民自治」の二つの要素からなると解されるため「団体自治、住民自治による住みよいまちづくり」とすべきと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市と市民等における協働の理念」と書き換えると多様な協働に含まれる市民同士等、広く協働をとらえている考えが抜けてしまうため変更しないこととする。</li> <li>・「協働事業の基本原則」に改めるのも、定義づけられている協働事業だけに限られてしまい、やはり広く協働をとらえている考えが抜けてしまうので、適さない。</li> <li>・「団体自治、住民自治」は一般の人には伝わりにくい表現のためそのままとします。</li> </ul>
2	<p>第3条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「役割の認識」のみならず「役割と責任を明確」にすべきと思います。</li> <li>・第1条に従い「地方自治の発展」を明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「役割と責任を明確にし」だと少しきついので「役割と責任を認識し」くらいの表現が適切ではないかと思います。</li> <li>・「国」に対して「地方」なので、国家が絡まな</li> </ul>

	<p>すべきと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2項は第7条で規定すべきと思ひ削除。</li> <li>・第3項は第5条と重複するため削除。</li> </ul>	<p>い市の条例に謳うのはそぐわないので原案のままがいいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業の原則に規定してしまうと、協働事業のことにだけ謳っていることになってしまうため変更しないこととします。</li> <li>・第3項の削除に関しても、基本理念があつて、その中身を第5条で記しているのて、残した方がよいと考えます。</li> </ul>
3	<p>第4条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働によるまちづくりは市民等の日常生活に不可欠なものであることから「できる」規定から「努めること」と原則規定にすべきと思う。</li> </ul> <p>第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の明確化のため「協働における場」を「協働において」に修正。</li> <li>・「他の市民等及び市の立場や発言の尊重」を「他の市民等及び市との相互理解」に改める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・努力義務を課し、より徹底したいという意見かと思いますが、市民を縛るのはやめた方がいいと思います。また、協働は行政の隙間を探して行かうものと思うので、努力規定になってしまうと「探さなければいけない」といった意味になってしまうので避けたいです。</li> <li>・「協働における場」は協働を進めている現場という意味合いがあるため原文の表現の方がわかり易いと思います。</li> </ul>
4	<p>第5条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働はすべての施策を実施する上での基本姿勢と考え「協働を推進する総合的な施策を実施し」を「施策を実施するにあたっては」に改める。</li> </ul> <p>第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「積極的な情報提供」を補足するため「透明性を確保し」を追加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働は、市の基本的な姿勢であるという市の考えがあるので、条文の「総合的な施策を実施」という箇所は、基本姿勢として推進する意味なので、残しておく必要があります。</li> </ul>
5	<p>第7条第4項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4項に「情報共有を通じ」を追加。</li> </ul> <p>第6項として「実施された協働事業につ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報共有を通じ」という表現だと、情報共有しないと、次に進めないことになってしまうので、適さないと思います。</li> <li>・協働そのものが良くても悪くても検証せずに</li> </ul>

	いては、その有効性・公益性を検証するものとする」を追加。	継続するのは、他の市民に説明がつかなくなることから、検証も義務づけてもいいのではないかと思います。ただし、検証が難しいケースや互いに一定のスキルが必要だと思いますので「協働事業において、市と市民等はその成果等を検証するよう努めるものとする」を追加することとします。
6	<p>協働及び協働事業における理念・基本原則としては、以下の趣旨が条例の中に含まれるべきだと思う。</p> <p>①目標の共通化 ②主体の独立性、対等性、自主性 ③相互理解と相互補完性 ④責任の共有化と明確化 ⑤情報共有化と透明性</p>	・目標の共通化、主体の独立性、対等性、自主性、相互理解と相互補完性、責任の共有化と明確性、情報の共有化と透明性については、全て条例に含まれています。

## 8. 市民報告会

市民のみなさんへの周知の一環として、検討委員会として答申した内容の報告とその活かし方について意見交換を行うために「市民協働推進条例 検討委員会 報告会」を、以下の日程で開催する予定です。

なお内容については、今後の会議あるいはメールにより確定する予定です。

- 日 時            12月7日（日）午前10時から
- 場 所            サニープレイス座間（総合福祉会館）3階多目的室
- 内 容            答申した条例案の説明  
条例を活かすためのパネルディスカッション ほか